書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第６０３号
熊本市戸島６丁目14番100号
破産者　株式会社協和設備
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年９月30日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第６０４号
熊本県菊池市旭志川辺1152番地72
破産者　田中　次郎
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年９月30日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５号
大分県佐伯市弥生大字床木1285番地
破産者　河野久美子
異議申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月29日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第８４８号
鹿児島県鹿児島市春日町３番13―304号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市春日町６番８―603号
破産者　宇都　　豊
異議申述期間　平成21年11月30日まで
平成21年９月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第７２号
佐賀県唐津市山本2131番　シャトル八仙Ｂ102号、開始決定時の住所山口県宇部市岬町１丁目６番17号
破産者　田邊　泰信
免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
平成21年９月30日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０８５号
東京都江戸川区船堀１丁目１番26―914号
清算株式会社　アサヒ技研株式会社
代表清算人　加藤　園枝
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０９２号
東京都中央区銀座３丁目２番10号
清算株式会社　株式会社栄光教育文化研究所
代表清算人　近藤　好紀
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２１年（再）第１号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1748番地
再生債務者　株式会社ケーエムケー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県上田市中央西１丁目７番２号　佐藤法律事務所　弁護士　佐藤　芳嗣
平成21年９月29日　長野地方裁判所上田支部

監督命令取消

平成２１年（再）第６号
札幌市東区北39条東18丁目２番29号
再生債務者　曙　　和義
主文　平成21年３月26日にした監督命令を取り消す。
平成21年９月28日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
福島市御山字一本木77番地の１
再生債務者　株式会社ホクショー
１　決議に付する計画案　平成21年９月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年10月26日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年10月19日まで
平成21年９月25日
福島地方裁判所第１民事部

平成２０年（再）第２号
新潟県村上市杉平字江下114番地１
再生債務者　新潟北部木材加工協同組合
１　決議に付する計画案　平成21年７月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月18日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年11月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月19日
平成21年９月28日
新潟地方裁判所新発田支部

再生計画認可

平成２１年（再）第６号
札幌市東区北39条東18丁目２番29号
再生債務者　曙　　和義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月25日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年９月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（再）第２号
石川県七尾市和倉町ヨ、96番地
再生債務者　株式会社ホテルたなか
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年９月25日　　金沢地方裁判所民事部

平成２０年（再）第４号
兵庫県加古川市平荘町小畑字西ノ山1328の10番地
再生債務者　社会福祉法人長和福祉会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年９月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第７号
神戸市東灘区住吉浜町16番地の２
再生債務者　神戸紅茶株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年９月28日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第２号
宮崎市大字島之内字境田6524番地12
再生債務者　株式会社金山建設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年９月28日　　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第２５号
北海道芦別市常磐町523番地の６
再生債務者　伊藤　正一
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月19日まで
４　一般異議申述期間　平成21年11月２日から平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係